

株式会社芦別振興公社の解散に伴う貸付金の債権放棄について

平成30年度をもって法人としての事業を終了し、4月30日に解散した第三セクター・株式会社芦別振興公社が特別清算により整理されることを前提に、一定の条件の下、市は同社に対する貸付金債権（約3億円）を放棄することとしました。

公社の設立経緯と経営状況の悪化

株式会社芦別振興公社（以下「公社」）は、市民生活の向上と経済発展を牽引することを目的に昭和41年5月に設立され、宅地開発事業や工業団地の造成等を手掛け、近年では主に観光施設の運

営と維持管理等を担い、52年間にわたり経営を続けてきました。しかし、温泉事業の経営不振等により財務状況が悪化したため、平成19年度以降、市は経営安定のために運転資金貸付けによる支援を続けてきましたが、債務が累積し、最終的に平成29年3月において、3億1千5百万円を公社に長期で貸し付けることで、経営破たんを回避しました。

これに伴い、公社は平成28年度末をもって温泉事業から撤退し、組織体制と事業規模を縮小して経営改善を目指したところ、平成28年度の決算が約9200万円の赤字であったのに対し、平成29年度決算では約600万円の黒字となりました。しかし、公社の事業収益の主力である観光物産センターでは、約300万円の赤字が発生し、これを市からの業務受託による利益で補う状況となり、今後の運営に不安を残す結果となりました。

公社の経営環境の変化

市は、これまで民間企業の投資や運営が期待できないような事業に第三セクター方式を活用し、市が施設をつくり、その運営を第三セクターである公社が行うことで、民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法をもって、行

政の補完や代行的な機能を果たすことに期待し、さまざまなまちづくりや施策の実現を委ねてきた実績があります。その経営は、利益を追求するだけではなく、公共的な側面を併せ持つことも必要とされました。しかし、近年は、指定管理者制度の広がりや民間活力を生かす手法が用いられるようになり、公社の受託業務が縮小していくことに伴い、再び経営問題に直面することも懸念されていました。

公社の解散へ

公社の経営状況と今後の見通しを踏まえ、平成30年5月24日開催の定時株主総会において、筆頭株主である芦別市として荻原市長から「公社の事業は30年度限りで終結させ、解散に向けて準備を進めたい」との方針を示し、他の株主の同意を得ました。そして、平成31年4月25日に開催された臨時株主総会で、同年4月30日をもって会社を解散することを決議しました。なお、財務状況が債務超過であるため、特別清算手続き（※1）により清算事務が進められる見込みです。

公社の解散と市の対応

最大の債権者である市は、取引先企

業等への債務整理を優先させることで市内経済の混乱を回避し、観光施設等の運営に支障を生じさせないことが必要と考え、一定の条件の下で公社に対する債権を放棄する議案（※2）を平成31年3月市議会（定例会）に提出し、社会産業常任委員会の審議を経て、平成31年3月25日に可決されました。合わせて、公社が所有するスキー場等の土地を市が購入するための補正予算案も可決されました。なお、償却資産等については、公社所有の既存建物を将来解体する場合の撤去費との相殺により市に無償譲渡されることになりました。

これまで公社のあり方や経営問題を巡っては、市議会に設置された特別委員会（※3）の場で、18回にわたり公社の運営や経営状況、解散の時期、受託業務の整理及び社員の処遇、そして債権放棄についての考え方についても審議を重ねてきたものです。

また、市民の税金を原資とする多額の貸付金の債権を放棄した責任として、平成31年4月分給料料について、市長は50%、副市長は30%削減する条例案が可決されました。議会も議員提案により、債権を放棄した責任として4月分議員報酬を20%削減する条例案を可決しました。

○観光施設等の運営について

平成30年度まで公社に委託していた次の施設の運営等の業務は、平成31年度において、次の法人に委託しました。

委託施設または業務	内 容	委託先	契約期間
健民センター園地	温泉周辺の草刈り等	一般社団法人 芦別観光協会	1 年
緑地等管理中央センター	観光物産センターや道の駅の管理運営		
滝里湖オートキャンプ場	管理運営全般		
滝里ダム防災施設 (除草・巡視・清掃)	維持管理全般		
旭ヶ丘公園夜桜管理業務	桜のライトアップ業務		
花と木植栽業務	花壇への植栽、草取り等		
花いっぱい運動推進業務	花の育苗及び運搬配送等		
国設芦別スキー場 (令和元年度末で休止)	管理運営全般		
カナディアンワールド公園 (令和元年度末で休止)	維持管理全般		
旭ヶ丘公園	維持管理及び動物飼育等		2 年
陶芸センター	陶芸指導、管理運営等	北海道ホテル & リゾート株式会社	3 年



4月から一般社団法人芦別観光協会が指定管理者となった緑地等管理中央センター（観光物産センター）

○株式会社

芦別振興公社の概要

(平成31年3月時点)

所在地	芦別市北4条東1丁目1番地1
設立	昭和41年5月24日
資本金	1,000万円（うち芦別市が930万円を出資している第三セクター）
主な事業	観光物産センター、オートキャンプ場、旭ヶ丘公園等の観光施設の管理運営等の受託
社員	39名 (パートタイム社員含む)



(※1) 特別清算手続きとは／解散した株式会社の清算に際して、債務超過の疑いがある場合などに、裁判所の命令で開始され、その監督下で行われる会社法に基づく清算手続きです。

(※2) 債権を放棄する議案について

債権（経営支援貸付金）について	貸付先／株式会社芦別振興公社 貸付日／平成29年3月23日 貸付額／3億1,500万円 利率／無利子 償還方法／年賦 元金均等60回償還 償還済額／1,050万円（2回／2年分） 平成30年度末未償還残高／3億450万円
放棄する権利	公社に対する貸付金債権3億450万円を限度額として、下記の条件の下、債権を放棄する
放棄する条件	公社が解散し、裁判所から特別清算の開始が命ぜられることを前提に芦別市と公社の間で協定または和解が成立すること

(※3) 株式会社芦別振興公社経営問題調査特別委員会／全市議会議員12名で構成する委員会。公社の懸案事項について調査・審議するために平成28年6月に設置され、平成31年1月までに18回開催された。